

2025年9月3日

第59回富山県公衆衛生学会

年会長 長瀬 博文 様

日本公衆衛生学会

専門職・教育生涯学習委員会

委員長 尾島俊之

(公印省略)

時下ますますご清栄のことと大慶に存じ上げます。

さて、日本公衆衛生学会 認定専門家研修認定に申請いただきまして、誠にありがとうございました。

専門職・教育生涯学習委員会におきまして審査した結果、第59回富山県公衆衛生学会につきましては「日本公衆衛生学会認定専門家の認定に関する規程」別表第2-2による「専門職・教育生涯学習委員会により認定された地方の公衆衛生学会」として認定いたしましたので、ご連絡いたします。

◆認定専門家ポイント

⇒ 15 ポイント

受講票等は発行しておりません。

認定専門家申請時、申請書へポイント数を記載いただければ結構です。

◆社会医学系専門医協会「社会医学系分野に関連する講習の受講」のクレジットK単位

⇒ K-3 (※受講票の記載はK-3と書きます。)

別添の「受講票」に予め単位等を記載しお渡しください。

以上